

検 定 意 見 書

受理番号 105-15		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	48	3	参政権3 同ページ「3 生活保護の申請窓口」	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文と図との関連)	3-(3)	
2	84	表1cap	政党としての条件を満たし、国会議員 がいる政党です。	生徒にとって理解し難い表現である。 (政党の定義)	3-(3)	
3	86 - 87	16 - 1	このような出来事の選び方や注目のし かたに各社の意見が反映されることも あります。4	生徒にとって理解し難い表現である。 (「4」)	3-(3)	
4	98	写真1	写真1「A閣議」	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (閣議であるかのように誤解する。)	3-(3)	
5	102	写真 2cap	最高裁判所にあるテミス像	不正確である。 (テミス像)	3-(1)	
6	129	写真 3cap.	昭和恐慌取り付け騒ぎ（1927年）、及 び同ページ吹き出し「昭和恐慌では株 式市場の株価が下がったそうだけど、 …。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「昭和恐慌」)	3-(3)	
7	131	左上囲 み	「B市資料」中、「平均客数」	表記が不統一である。 (130ページ左囲み「A市資料」、131ページ中囲み「 C市資料」では「客数」である。)	3-(4)	
8	146	図1	「株式会社の仕組み」中、「株式 ※ 現在は電子化されています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (対象となる株式の種類について)	3-(3)	
9	147	右下写 真	東京第1部	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (東京証券取引所の市場区分の再編について)	3-(3)	
10	157	2 - 4	お金の貸し借りは、個人や企業のように、 不足していて借りたいと思っている 側と、銀行のように、余裕があって 貸したいと思っている側との間で成立 します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (間接金融における銀行の役割について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-15		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	161	グラフ 4	「日本の国内総生産（GDP）と経済成長率の推移」中、「国内総生産（GDP）：国内で1年間に新たに生み出された財やサービスの合計（兆円）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「財やサービスの合計」）	3-(3)	
12	161	16 - 19	好景気のときは逆に、日本銀行が一般の銀行に国債などを売ることによって、…景気は後退します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「好景気のときは逆に」、 「景気は後退します。」）	3-(3)	
13	164	11 - 13	政府は、税金の種類や対象者などを国会や地方議会が定めた法律に基づかなければ、国民に税金を課すことはできません。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「国会や地方議会が定めた法律」）	3-(3)	
14	165	10 - 12	所得税や相続税などの直接税では、所得が高い人ほど、所得や財産などに対する税金の割合（税率）を高くする、累進課税の方法が採られています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「所得が高い人ほど」）	3-(3)	
15	167	2 - 3	逆に好景気のときには、公共投資を減らしたり、増税したりすることで、景気をおさえようとします。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「逆に好景気のときには」）	3-(3)	
16	172	写真 1cap.	水俣病は、…メチル水銀が原因でした。	表記が不統一である。 （180ページ1行目～3行目には「…水俣病は、…有機水銀が引き起こした公害病です。」とある。）	3-(4)	
17	174 - 175	17 - 1	将来的に地方公共団体が消滅する可能性も指摘されており、…	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （地方公共団体という制度自体が消滅する可能性があるかのように誤解する。）	3-(3)	
18	188	写真5	ブラジルのリオデジャネイロで開かれたオリンピック（2016年）開会式の様子です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「開会式」）	3-(3)	
19	189	図8	「G20の構成国・地域」中、「※1 先進7か国財務省・中央銀行総裁会議」	不正確である。 （「財務省」）	3-(1)	
20	193	9 - 11	「環太平洋経済連携協定（TPP11、…）」、及び同ページ図7「世界の主な地域主義」中、「環太平洋経済連携協定（TPP11）」、同ページ右下囲み「もっと知りたい」中、「環太平洋経済	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （協定名）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-15		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (公民的分野)	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			連携協定 (TPP11)」、236ページ「用語解説一覧」中、「環太平洋経済連携協定 (TPP11)」、237ページ「さくいん」中、「環太平洋経済連携協定 (TPP11、環太平洋パートナーシップ			
			に関する包括的及び先進的な協定)」			
21	196	写真 1cap	「C シリア難民への教育」「D ドイツへの移民・難民の移動経路」、写真C、写真D	生徒にとって理解し難い表現である。 (写真とキャプションの関係)	3-(3)	
22	200	図 1	世界のエネルギー消費量	生徒にとって理解し難い図である。 (出典について)	3-(3)	
23	200	14 - 17	しかし、1986年のチェルノブイリ原子力発電所や、…、事故が起こると大量の放射性物質が放出される可能性があります。	表記が不統一である。 (巻末1ページには「1986 チェルノブイリ原子力発電所事故」とある。)	3-(4)	
24	巻末1	表	「世界の主な出来事」中、「2016 環太平洋経済連携協定調印 (18アメリカを除いて再び調印)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「アメリカを除いて再び調印」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-16		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (公民的分野)	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	12	表	「日本と世界の歩み」中、「2018 11 11 日によるTPP協定の発効」、及び184ページ15行目「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定」、同ページ写真4「TPPの署名後に開かれた共同記者会見 (2018年 チリ)」, 205ページ1行目「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定」、同ページ16行目「TPP」、同ページ図6「世界の主な地域統合」中、「TPP (環太平洋パートナーシップ 協定)」, 259ページ「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定」、260ページ「さくいん」中、「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定」、264ページ「さくいん」中、「TPP Trans-Pacific Partnership 環太平洋パートナーシップ」。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (協定名)	3-(3)	
2	24	左下表	「日本の世界遺産の数」中、「無形文化遺産」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (「無形文化遺産」)	3-(3)	
3	49	囲み6	「日本国憲法第14条①項」中、「社会的身分、又は門地により、」	不正確である。 (条文の引用が不正確である。)	3-(1)	
4	106	写真1	「最高裁判所の大法廷(2022年)」中、「LOOK! 最高裁判所の大法廷は、…事件などの判決を下すだけではなく、裁判所全体の規則を決定し、下級裁判所の裁判官の指名も行います。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (裁判所規則の決定や下級裁判所裁判官の指名が最高裁判所大法廷で行われるかのように誤解する。)	3-(3)	
5	107	写真5cap	「最高裁判所に置かれている像「正義」」キャプション中、「右手には全悪の決断を示す剣を、…持っています。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「全悪の決断」)	3-(3)	
6	119	表6	「直接請求のしくみ」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (リコールについて誤解する。)	3-(3)	
7	138	写真2	「移住者向けの起業講座」(2019年熊本県南小国町市)	不正確である。 (「南小国町市」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-16		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
8	142	図3	「会社企業の種類」中、「合資会社・有限責任だけの出資者と、無限責任を負う経営者で構成」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「有限責任だけの出資者と、無限責任を負う経営者で構成」）	3-(3)	
9	143	19 - 20	未成年でも、法定代理人がいれば、起業することが可能です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「…法定代理人がいれば、…」）	3-(3)	
10	149	グラフ	「インターネット通販とインターネットオークションの相談件数の推移」	生徒にとって理解し難いグラフである。（左右のどちらの縦軸が、インターネット通販の相談件数の軸か、インターネットオークションの相談件数の軸かが分からない。）	3-(3)	
11	155	4	口座振替②、及び同ページ側注②「自分の預金口座から、お店の預金口座に、お金を移動することで、支払いを済ませる方法です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（口座振替の説明として誤解する。）	3-(3)	
12	162	グラフ 4	「国の歳入と歳出」	生徒にとって理解し難いグラフである。（縦軸の単位）	3-(3)	
13	172	16	（健康保険）④、及び173ページの写真④「感染症の予防接種（2021年 福岡県北九州市）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（写真④で行われている感染症の予防接種は、健康保険によって行われたものではない。）	3-(3)	
14	192	グラフ 1	「一般歳出と社会保障関係費の推移」中、「社会保証関係費の一般算出に占める割合」	不正確である。（「社会保証関係費」，「一般算出」）	3-(1)	
15	204	グラフ 2	「EUと各国のGDP費の比較 EU全体では、世界第2位のGDP費となります。」	生徒にとって理解し難い表現である。（「GDP費」）	3-(3)	
16	223	側注	「持続可能な発展」中、「国連特別委員会の定義によれば、…」	生徒にとって理解し難い表現である。（「国連特別委員会」）	3-(3)	
17	223	4 - 6	その結果温暖化については、気候変動枠組条約と生物多様性条約が発効され、国際的な取り組みが始まりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（温暖化対策と生物多様性条約との関係）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-17		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (公民的分野)	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	15	図5cap	「日本の無形文化遺産 (和食)」中, 「22年11月までに日本からは23件の登録があります。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「23件の登録」)	3-(3)	
2	92	写真1	「省庁が集まる霞が関とその周辺(東京都千代田区)」	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (省庁等の名の位置が全体的にずれており, 生徒が誤解するおそれがある。)	3-(3)	
3	132	写真1	電気自動車	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
4	135	図4	株式会社のしくみの例	生徒が誤解するおそれのある図である。 (選任・解任の矢印の先が取締役会である。)	3-(3)	
5	135	8 - 12	株式による資金集めは、資金の出し手(株主)にとっては、企業が倒産しても出資額以上の負担は負わない有限責任という利点があります。そして資金の受け手(企業)にとっても、利益の	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (配当の手続きについて)	3-(3)	
			どれくらいを配当にあてるかを自由に決められる利点があり、利益が出なければ配当をやめることもできます。			
6	137	左上囲み	その結果、すしの廃棄量も導入前に比べて約4分の3に減少しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (すしの廃棄量の変化について)	3-(3)	
7	153	9 - 10	そこで2013年に、日本銀行は強力な金融緩和策を打ち出し、物価の上昇傾向が続くまで、金融緩和を続ける方針を発表しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「物価の上昇傾向」)	3-(3)	
8	162	表1	「日本の社会保障制度」中、「社会福祉 母子福祉」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (母子及び父子並びに寡婦福祉法の存在)	3-(3)	
9	172	12 - 13	一方、製造業以外の産業では労働者1人あたりが生み出す価値である労働生産性が国際的にも低い水準にとどまっています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「価値」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-17		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	189	グラフ 8	「国連分担金と国連職員数の割合」中 「国連職員数（2018年末）」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 （「国連職員数」）	3-(3)	
11	194	図1	「核兵器の保有状況」中、「イギリス 180」	不正確である。 （出典に照らして不正確である。）	3-(1)	
12	197	表5	「地球環境問題をめぐる世界の動き」 中、「1982 国連環境計画特別会議」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （会議名）	3-(3)	
13	198 - 199	17 - 2	再生可能エネルギーは、枯渇せず利用 でき、発電時に温室効果ガスを排出し ないエネルギーで、水力、太陽光、風 力、地熱、バイオマスなどがあります 。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （再生可能エネルギーについて）	3-(3)	
14	202	左下図	「解説① G7・G20」中、「ヨーロッ パ連合（EU）」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「ヨーロッパ連合（EU）」）	3-(3)	
15	207	2	環太平洋パートナーシップ（TPP）協 定、及び245ページ「さくいん」中、 「TPP協定」、「環太平洋パートナ ーシップ協定」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （協定名）	3-(3)	
16	207	6 - 8	日本は戦後、いち早く成長した国とし て、政府開発援助（ODA）や海外協力 隊の派遣などを通じて、世界の発展に 平和的に貢献しようと努めてきました 。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「海外協力隊」）	3-(3)	
17	220	左囲み	「日本の少子化」の「出生数と合計特 殊出生率の推移」のグラフ、及び221 ページ左囲み「社会保障の給付の推移 」のグラフ。	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-18		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	13	写真10	「コロナ禍で外国人を支援する多言語対応の相談員（2020年、滋賀県甲賀（こうが）市）」	不正確である。 （甲賀市の振り仮名である「こうが」）	3-(1)	
2	14	写真4	「再会された朝鮮通信使の再現行列（2021年、岡山県牛窓町）」	不正確である。 （「再会された」、 「牛窓町」）	3-(1)	
3	21	写真 10cap.	津島天王祭に向けた練習	不正確である。 （「津島天王祭」）	3-(1)	
4	43	側注5	モンテスキュー『法の精神』中、「…それを防ぐには、権力が権力を按配することが必要である。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「権力が権力を按配する」）	3-(3)	
5	77	12 - 14	自衛隊は、国際貢献のために、国連の平和維持活動（PKO）への参加や人道復興支援のための後方支援活動などを行っています。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「人道復興支援のための後方支援活動」）	3-(3)	
6	108	13 - 15	殺人罪などの重大な犯罪にかかわる第一審の裁判について、くじで選ばれた20歳以上の国民6人が裁判員となっており、3人の裁判官と審理を行います。	不正確である。 （「20歳以上」）	3-(1)	
7	116	12 - 14	さらに、国の仕事でも、全国すべてで実施が必要な業務は、地方公共団体にゆだねられます。例えば、国の仕事である生活保護も、実際に対象者を決め、お金を支給するのは、地方公共団体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （自治体の事務について）	3-(3)	
			です。			
8	120	表4	「住民の直接請求権」	生徒が誤解するおそれのある表である。 （リコールについて誤解する。）	3-(3)	
9	121	表6	住民投票の例 （「可決」「否決」）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （住民投票で可否を決定するかのように誤解する。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-18		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	139		「A6 契約が無効 事業者の責任で消費者が不利益を被ったときに、事業者が全面的に責任を免除される契約は無効です。損害賠償の免除や、取り消しが可能な場合に応じないなどの契約も同様です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（契約全体が無効になるわけではない。）	3-(3)	
11	152	グラフ 1	「日本の景気変動」中、「国債の継続発行開始（75）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（国債の種類について）	3-(3)	
12	159	15	高齢者雇用安定法が定められて、…	不正確である。（法律名）	3-(1)	
13	178	図2	「社会保険制度」, 「社会福祉 母子福祉」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「社会保険制度」, 母子及び父子並びに寡婦福祉法の存在）	3-(3)	
14	195	11 - 14	第二次世界大戦後、日本の領土としてあつかわれたうえで、沖縄の一部としてアメリカの統治下におかれましたが、1972年の沖縄返還協定によって日本の領土にもどりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「1972年」）	3-(3)	
15	200	図1	「世界の主な地域統合」中、「AU 2.4兆ドル（55か国）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「55か国」）	3-(3)	
16	203	図5	「イスラエルとパレスチナ」中、「（ ）内の数字はパレスチナ難民の数（2021年）」	学習上必要な出典が示されていない。	2-(11)	
17	205	図5	「ウクライナとヨーロッパ」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(11)	
18	209	写真 8cap	「ウクライナ難民」中、「日本もウクライナ難民を受け入れました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（ウクライナ避難民の受け入れについて）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-18		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	213	写真10	「廃炉作業を行う福島第一原子力発電所」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 （「処理済み汚染水」）	3-(3)	
20	215	10 - 14	その後、2015年には、2020年以降の地球温暖化対策を定めたパリ協定が採択されました。これは、…初めて先進国・発展途上国のすべての国に温室効果ガスの削減を義務づけた国際的な枠組みです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「温室効果ガスの削減を義務づけた」）	3-(3)	
21	255	グラフ 2	「人口の多い国（「世界人口予測」）」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 （ブラジル、パキスタンの数値）	3-(3)	
22	257	表	「日本の現代史年表」中、「18 環太平洋パートナーシップ協定（TPP11）発効」	生徒が誤解するおそれのある表である。 （協定名）	3-(3)	
23	258		「用語解説」中、「集団的自衛権 …一方、集団的自衛権は、他国に対する武力攻撃があったとき、自国の平和と安全がおびやかされたとみなして、その国と共同して防衛行動をとることを	不正確である。 （集団的自衛権の意味について）	3-(1)	
			いいます。」			
24	258		「用語解説」中、「国民審査 最高裁判所の裁判官は、着任してから10年経過ごとの衆議院議員総選挙のときに、国民の直接投票によって適任かどうか審査されます。」	不正確である。 （国民審査について）	3-(1)	
25	259		「用語解説」中、「消費者主権 …消費者が自分の意志と判断で商品を選ぶことをいいます。」	表記が不統一である。 （「意志」が、137ページ「アクティビティ 消費を通じた社会への意思表示」の「意思」と不統一である。）	3-(4)	
26	260		「類似用語集」中、「検察・警察」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「警察は行政権の一部で、検察は司法権の一部です。」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-19		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	3	上囲み	「ミニ知識 グローバリズムと反グローバリズム」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (グローバリズムの説明として一面的である。)	3-(3)	
2	11	左グラフ	「排他的経済水域と領海を合わせた面積の国別順位」(内閣府資料)	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (出典名)	3-(3)	
3	17	表キャプション	以下に、2000年以降の受賞時日本国籍の科学分野ノーベル賞受賞者の一覧を掲げる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「受賞時日本国籍」)	3-(3)	
4	26	10 - 11	養育上、必要と思われる範囲内で叱ったり、罰をあたえることができます(懲戒権)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (民法改正)	3-(3)	
5	32	20 - 21	すなわち、政治に従う立場に立ちます。(33ページ上図「国家において政治にかかわる4つの立場」、及び「ここがポイント!」①も同様。)	生徒にとって理解し難い表現である。 (32ページ1行～20行までの内容との関係)	3-(3)	
6	47	側注3	みだりに用いること。	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文との関連が理解し難い。)	3-(3)	
7	62	側注3	衆議院で可決した法案を参議院が否決した場合、衆議院は3分の2以上の議員の賛成がなければ、法律として成立させることができないのが特に問題になっている(59条)。	63ページ6行～11行と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)	
8	66	側注3	1946(昭和21)年6月26日衆議院本会議の場で、憲法学者でもある金森徳次郎憲法改正担当大臣は、…祖先から子孫までをふくむ、わが国の歴史に連なる全国民のことだと理解できる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国民主権について)	3-(3)	
9	78	15 - 2 左	かつて、わが国が韓国を併合したいきさつなどから、今日、わが国には2021年現在、約44万人の韓国人と朝鮮人が在住している。これらの日本に在住する外国人に対しては、選挙権や公務員	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (外国人参政権について)	3-(3)	
			となる権利は基本的に保障されていない。…権利の平等・不平等の問題ではないことを示した。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 105-19		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	78	囲み	ヘイトスピーチ解消法「この法律は、本邦外出身者すなわち外国人に対するヘイトスピーチだけを解消すべきものととらえ、日本人に対するヘイトスピーチを見逃すものである。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ヘイトスピーチ解消法の立法趣旨について)	3-(3)	
11	83	側注2	「それゆえ、専守防衛方針は見直しが始まっている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (専守防衛について)	3-(3)	
12	85	17 - 25 左	第9条によって軍隊も交戦権も持たないことになったわが国は、自分自身の力で国土を防衛することができない。…その軍事力によってわが国を防衛し、東アジアの平和を維持する道ととり	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (我が国の安全保障政策について)	3-(3)	
			続けてきた。			
13	85	12 - 24 右	日米安全保障協議委員会では、アメリカ側は軍事や国際法に関する専門家が参加しているのに対し、…わが国は、日米合同委員会を通じて、アメリカに対して軍事的隷属状態に置かれている	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日米安全保障体制について)	3-(3)	
			のである。当然ながら、軍事的隷属は、外交政治経済面における従属にもつながる。9条問題の解決が望まれる。			
14	88	図	「衆参両院の選挙のしくみ」「参議院」「選挙区選挙」中、「47選挙区」	不正確である。 (「47選挙区」)	3-(1)	
15	97	図	<政党の変遷>中、「→94解党」	生徒にとって理解し難い図である。	3-(3)	
16	104	側注2	「また、政府と政府の子会社である日銀を統合した会計を見ると、負債は540兆円ほどになる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日銀の法的地位について)	3-(3)	
17	105	図	国の行政の組織 (デジタル庁、復興庁)	不正確である。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-19		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
18	113	上図	「地方政治の仕組み」	不正確である。	3-(1)	
19	113	14 - 15	また、首長や議員の解職（リコール）、議会の解散や条例の制定・改廃などを求める直接請求権も認められています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（リコールについて）	3-(3)	
20	115	側注5	「なお、公的なオンブズマンの他に、市民団体がオンブズマンを名乗る場合がある。この民間オンブズマンの活動は、時に、特定の団体によって動かされたり円滑な政策運営を阻害したりする危険性がある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（オンブズマンの問題点について）	3-(3)	
21	117	表	「戦後日本を襲った主な自然災害」	不正確である。（死者数）	3-(1)	
22	123	側注1	人間の生活にとって価値がありながら自然界に十分にない状態にあることを希少性という。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「自然界に十分にない」）	3-(3)	
23	128	上図	「1980年当時の社会主義国」中、カーニングラード、現チェコ、旧東ドイツ、オデーサ州南部、旧北イエメン、現エリトリア、ケニア、エスワティニ	生徒が誤解するおそれのある図である。（塗色）	3-(3)	
24	132	表1	「企業の分類」中、「国営企業」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（現在の日本における国営企業の存在について）	3-(3)	
25	134	右9	法律上は、株式会社は株主の所有物であり、…	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「法律上は、…株主の所有物」）	3-(3)	
26	138	19 - 20	そのドルやユーロを日本の円に交換すれば、日本の売り上げになります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「日本の売り上げになります。」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-19		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
27	138	19	ヨーロッパの人はユーロで購入します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
28	139	4 - 7	日本の経済に国際競争力があるとみられるときは、日本の通貨をもっていることは有利ですから円の需要は大きくなり、円高になります。逆に日本の経済力が低くみられるときは、円安になります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国際競争力と為替相場の関係について)	3-(3)	
29	141	側注4	投資とは、必要な資金を提供することをいう。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (投資の目的について)	3-(3)	
30	142	9 - 11	「さらに商品全体の価格（物価）が上がり続け、通貨の価値が実質的に下がることがあります。これがインフレーション（インフレ）とよばれる状態です。」及び同ページ18行目～20行目「	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「下がるがあります。」、「上がるがあります。」)	3-(3)	
			さらに商品全体の物価が下がり続け、通貨の価値が実質的に上がることがあります。これがデフレーション（デフレ）とよばれる状態です。」			
31	143	上図	日本銀行券は、日本銀行が発行する世界に通用する正規の日本の貨幣である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「世界に通用する」)	3-(3)	
32	143	側注4	…通貨量が減る。…通貨量は増える。通貨が増えれば、…	表記が不統一である。	3-(4)	
33	144	13	このような税金収入によって…	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「税金収入」)	3-(3)	
34	145	左上表	「主な税金の種類」中、「直接税 消費税 地方消費税」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (消費税、地方消費税の分類について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-19		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
35	149	13 - 14	そこで2018（平成30）年、働き方改革が行われました。労働基準法を改正して時間外労働に上限を設けました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（改正した内容について）	3-(3)	
36	150	右上図	「その他の品質保証マークの例」中、「日本工業規格のマークで工業標準化法に基づき…」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「日本工業規格」、「工業標準化法」）	3-(3)	
37	152	左上表	「社会保障の仕組み」中、「社会福祉④母子福祉」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（母子及び父子並びに寡婦福祉法の存在）	3-(3)	
38	152	9 - 10	日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」とうたっていますが、…	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「健康で文化的な最低限の生活」）	3-(3)	
39	153	右上グラフ	社会保障給付費の推移	生徒にとって理解し難いグラフである。（横軸）	3-(3)	
40	154	左15- 右3	この年金は税金によってもまかなわれている部分があるが、基本的には、働いているとき納付した保険料が財源となっている保険である。つまり公的年金制度は、働いている期間にお金を出	生徒が誤解するおそれのある表現である。（公的年金制度の財政方式について）	3-(3)	
			し合っており、そのお金を基にして高齢になったときに支給を受ける一種の保険金のようなものである。			
41	155	右上グラフ	国民年金納付率の推移	生徒にとって理解し難いグラフである。（横軸）	3-(3)	
42	157	右上グラフ	公共事業予算の推移	生徒にとって理解し難いグラフである。（横軸）	3-(3)	
43	157	16 - 18	2000（平成12）年には、高齢者や障害者も公共交通機関を利用しやすくなるため、交通バリアフリー法が制定されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（交通バリアフリー法について）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-19		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
44	167	図cap	わが国の領域「国連海洋法で、…の範囲を排他的経済水域と決められている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「国連海洋法」「領土及び領海上の大気圏内を領空」「領土から200海里」）	3-(3)	
45	172	表	「主な地域連合」	生徒が誤解するおそれのある表である。（主な地域連合について）	3-(3)	
46	183	側注4	「アメリカは、…ヨーロッパ諸国や日本・韓国・台湾などの先進国グループを支配するだけの存在となりつつある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（現在の国際関係について）	3-(3)	
47	185	11 - 13	政治的な意見の違いで迫害を受け、また、戦争や紛争、飢餓などにより、自分の国にいられなくなった人たちを難民とよびます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（難民の意味について）	3-(3)	
48	194	図	「自衛隊の海外でのおもな活動」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（台湾）	3-(3)	
49	198	囲み	意見B「現実には戦争や内戦が起きているとき、それを止めるためには、やはり一定の軍事力が必要です。日本も参加してきた国連の平和維持活動（PKO）も、さまざまな国の軍隊が協力して	生徒が誤解するおそれのある表現である。（PKOの活動について）	3-(3)	
			平和を守っています。」及び、199ページ意見B「①国連の平和維持活動が成功した例と、うまくいかなかった例を調べてみましょう。」			
50	201	側注6	…29か国加盟。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（加盟国数）	3-(3)	
51	202	側注1	先進国にも、その国の平均的生活水準を大きく下回る「貧困者」が存在する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「貧困者」）	3-(3)	
52	205	右囲み	「ミニ知識 京都議定書と国益」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（京都議定書をめぐるEUと日本の外交の評価について）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-19		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
53	205	左上グラフ	世界の国・地域別のCO2排出量（2021年）	生徒にとって理解し難いグラフである。 （単位）	3-(3)	
54	205	17 - 19	2021年、わが国は、「日本の約束草案」を国連に提出し、2030年に2013年比で46%削減し、他の先進国と同じく2050年までに排出量を実質ゼロにする目標を掲げています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「日本の約束草案」）	3-(3)	
55	208	右上グラフ	「世界各国の政府開発援助支出金の割合」中、「スウェーデン」	不正確である。 （「スウェーデン」）	3-(1)	
56	210	グラフ	各国の食料自給率	生徒にとって理解し難いグラフである。 （食料自給率の計算方法）	3-(3)	
57	252	表	「現代社会の歩み」中、「2018年CPTPP（11ヶ国によるTPP協定）、調印」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「CPTPP（11ヶ国によるTPP協定）」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 105-20		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	14	図3	「人工知能（AI）の防災分野への活用」中、「【内閣府ホームページ（ https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0-2.pdf ）を加工して掲載】」、及び21ページ「⑤エネルギー	学習上の参考に供する情報を参照させるウェブページのアドレスは、発行者が管理するものでない。	2-(18)	
			一分野における科学技術の発達への期待」中、「【内閣府ホームページ（ https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0-2.pdf ）】」、60ページ「②私たちの身近にあるヘイトス			
			ピーチ（法務省）」中、「【「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」（法務省） https://www.moj.go.jp/content/001360690.pdf を加工して作成】」			
2	25	写真 7 cap.	伝統文化財（京都伏見稲荷大社）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「伝統文化財」）	3-(3)	
3	33	囲み	「20歳にならないとできない（現状と変化がない）こと」中、「大型、中型自動車免許を取得する」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（大型自動車免許の受験資格年齢）	3-(3)	
4	39	カード ④	「新しい人権」中、「近年は、景観権や空中権などが注目されている。」	生徒にとって理解し難い表現である。（新しい人権としての「空中権」）	3-(3)	
5	41	図9	「立憲主義」中、「憲法」から「国民」に向けられた矢印	生徒にとって理解し難い図である。（憲法と国民の関係について）	3-(3)	
6	44	写真5	「主権者と対話する国会議員(2022年)」	特定の個人の活動に対する政治的な援助や助長となるおそれがある。	2-(8)	
7	52	地図1	「日本各地に駐留する在日米軍(2017年)」	不正確である。（江華島の塗色）	3-(1)	
8	53	地図5	「沖縄の米軍基地(2018年)」	不正確である。（2018年の米軍基地を表す地図として、不正確である。）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 105-20		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
9	55	図5	「憲法改正の手続き」中、「国会／衆（参）議院・衆（参）議院」	不正確である。 （両院の関係）	3-(1)	
10	56	写真2	「取り調べの全面可視化に関する新聞記事（日本経済新聞2017年5月25日）」	当該資料は、最新のものをを用いておらず、学習上の支障を生ずるおそれがある。 （2019年に改正された刑事訴訟法が反映されていない。）	2-(11)	
11	68	8 - 10	「病気の告知や治療方針の説明（インフォームド・コンセント、知らされた上での同意）が患者の自己決定権として認められるようになっていきます。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （インフォームド・コンセントと自己決定権について理解し難い。）	3-(3)	
12	71	表6	「世界の主な難民などの発生国」中、「コンゴ」	生徒が誤解するおそれのある表である。 （「コンゴ」）	3-(3)	
13	73	21 - 22 左列	その多くはイスラム教徒ですが、中国政府は宗教弾圧をくり返す一方、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （中国におけるイスラム教の扱いについて誤解するおそれがある。）	3-(3)	
14	73	21 - 23 右列	「国際刑事裁判所は2009年にオマル・アル＝バシール大統領に逮捕状を出しましたが、いまだに逮捕されず、大統領の地位に留まっています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （スーダンの現状について誤解するおそれがある。）	3-(3)	
15	74	囲み5	「環境権 大阪空港公害訴訟」中、「政府の防音壁工事の欠陥によって、空港周辺の住民が騒音被害にあったとし、住民が夜間飛行差し止めと損害賠償を求めた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「政府の防音壁工事の欠陥によって」）	3-(3)	
16	78	左下グラフ	「年齢区分別の搬送人員と5年ごとの構成比の推移」及び、右下グラフ「傷病程度別の搬送人員と5年ごとの構成比の推移」中、「2001年／4,190,897人」	不正確である。 （「4,190,897人」）	3-(1)	
17	83	表5	「日本のおもな政党の比較」及び、同ページグラフ6「衆議院と参議院のおもな政党別議員数」	不正確である。 （議員数）	3-(1)	
18	84	グラフ4	「衆議院議員選挙における選挙区の有権者数」及び、116ページ中の同グラフ	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 （現在の「1票の格差」の状況であるかのように誤解するおそれがある。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-20		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	97	グラフ 7	「公務員数の国際比較」	生徒にとって理解し難いグラフである。 （「*軍隊または義務兵役にあるものなどを除く」の表示）	3-(3)	
20	97	表8	「公務員が制限されている労働基本権」中、「国営企業」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （現在の日本における国営企業の存在について）	3-(3)	
21	108	写真2	「各都道府県で発行するパスポート」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「各都道府県で発行する」）	3-(3)	
22	111	グラフ 8	「戦後の市町村数の推移」	不正確である。 （当該資料に照らして、年次と市町村数の関係が不正確である。）	3-(1)	
23	134	11 - 14	例えば技術革新によって高性能の機械やロボットがつくられて生産の現場に導入されれば、生産費が引き下げられ、労働者1人あたりが生み出す所得（労働生産性）が増えます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「所得（労働生産性）」）	3-(3)	
24	137	図6	「株式会社のしくみ」中、「株主総会・役員・監査役などの選出・解任を決める」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「役員・監査役」）	3-(3)	
25	147	囲み	「学習を深めよう フィンテック」中、「FinTech（フィンテック）とは、…」	表記が不統一である。 （148ページ左21行目では「Fintech」と表記されている。）	3-(4)	
26	150	図1	「日本銀行のはたらき」中、「日本銀行 政府の銀行 貸し出し→政府」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「貸し出し」）	3-(3)	
27	160	写真1	「社会保障の4つの柱」中、「社会福祉 母子福祉」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （母子及び父子並びに寡婦福祉法の存在）	3-(3)	
28	162	15 - 17	現在の年金制度は、現役世代の保険料の一部も現在の高齢者への給付に回る方式をとっており、世代間の支え合いによって成り立っています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「現役世代の保険料の一部も」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-20		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	175	図5	「マイクロクレジットのしくみ」中、「 Bangladesh のグラミン銀行は、…無担保・無利息で小規模金融を行っています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「無利息」）	3-(3)	
30	178	グラフ 1	「各国の温室効果ガス排出量」中、「…アメリカはパリ協定に復帰したものの、中国は開発途上国という理由で規制対象外となっています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「中国は…規制対象外となっています。」）	3-(3)	
31	179	17 - 18	日本は2030年までに温室効果ガス排出量を、2013年比で26%削減することを目標にしています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「26%」）	3-(3)	
32	186	地図2	「日本の排他的経済水域と延長大陸棚」及び、193ページ図5「韓国側が主張する李承晩ライン」	生徒が誤解するおそれのある図である。（朝鮮半島の軍事境界線の線種）	3-(3)	
33	189	13 左列	「1980年、38年前だった。」	不正確である。（現時点において、「38年前」は不正確である。）	3-(1)	
34	190	写真1	「南シナ海のスプラトリー(南沙)諸島のジョンソン南礁」cap中、「中国が実効支配しています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（南シナ海の情勢について、誤解するおそれがある。）	3-(3)	
35	190	地図2	「南シナ海の領有権について各国が主張しているとみられる海洋の境界線」	生徒が誤解するおそれのある図である。（「台湾」）	3-(3)	
36	190	図3	「ヨーロッパのNATO加盟国とロシアの位置関係」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)	
37	195	グラフ 6	「難民の発生人数 上位5か国」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)	
38	196	図3	「集団安全保障の考え方(集団的自衛権と個別的自衛権の違い)」	生徒にとって理解し難い図である。（「個別的自衛権行使」が二つある。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-20		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (公民的分野)	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
39	199	図6	「世界各地の地域機構や協定」中、「アジア太平洋経済協力会議(APEC) / 加盟国：21」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (APECの加盟国を21とするのは、生徒が誤解するおそれがある。)	3-(3)	
40	199	3 - 4	「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定」及び、図6「世界各地の地域機構や協定」中の「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (2018年に発効した協定の名称として)	3-(3)	
41	216	年表	「1945」中、「イタリア降伏」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年次)	3-(3)	
42	250		「デフレーション (デフレ)」中、「日用品やサービスの値段 (物価) が全体的に下がる現象。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「全体的に下がる現象」)	3-(3)	
43	251		「国内総生産 (GDP)」中、「(付加価値の合計, あるいは所得の合計)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「所得の合計」)	3-(3)	
44	裏見返 ①	写真2	「法隆寺 (奈良県) は、7世紀に聖徳太子によって建立された。世界最古の木造建築物で、1400年以上もの間、地震などに耐え同じ姿を保っている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (聖徳太子によって建立された法隆寺と現在存在する木造建築物との関係について誤解するおそれがある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。